



2011年12月13日

各位

会社名 ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 竹中宣雄
(コード番号 1722 東証・大証・名証第1部)
問合せ先 経営企画部 広報・IR担当部長 中村孝
(TEL. 03-3349-8088)

第三者割当増資による優先株式発行、

資本金等の減少(「その他資本剰余金」の増加)、定款の一部変更並びに

既存優先株式の取得及び消却、臨時株主総会の開催について

当社は2011年11月11日に発表した新中期経営計画「Home Step Jump計画」に掲げた重点戦略である「財務基盤の強化」に基づき、本日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」という。)において、株式会社日本政策投資銀行を割当先として第三者割当の方法により新たに145億円の優先株式を発行すること、同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少して「その他資本剰余金」へ振り替えること、さらに、これらによって得られる剰余金をもって株式会社三菱東京UFJ銀行が保有する第三回B種優先株式、第四回B種優先株式及び第一回C種優先株式(以下「既存優先株式」という。払込金額の総額約470億円。)を自己株式として145億円で取得し、消却することについて決議しましたので、お知らせいたします。

また、上記一連の取引を行うため、本取締役会において、2012年2月21日に臨時株主総会を開催し、新規優先株式の発行並びに既存優先株式の取得及び消却に伴う「定款一部変更の件」及び「第三者割当による優先株式発行の件」を、既存優先株式の取得のための「資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」及び「既存優先株式取得の件」を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

今回、優先株式の新規発行と既存優先株式の取得を同時に行う意図は、新中期経営計画に掲げた財務基盤強化の方針に沿い、優先株式の残高の減少を図り、将来の株式希薄化リスクを低減させるとともに将来利益に対する財務戦略上の選択肢(資本の蓄積、配当等)を確保することを狙いとしております。また、新規に発行する優先株式は割当先との合意により普通株式への転換事由が限定されており、将来的には早期買入消却を検討していく所存です。

記

I. 第三者割当増資による優先株式発行

新規の優先株式は「第一回D種優先株式」(以下「本優先株式」という。)とし、既存優先株式の全てを一括で取得するために発行いたします。本優先株式の発行総額は145億円であり、手取金の全額を既存優先株式の取得に充当する予定です。

本優先株式の発行日は、2012年3月27日であり、2012年2月21日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」という。)における議案(「定款一部変更の件」、「第三者割当による優先株式発行の件」、「資本金の

額及び資本準備金の額の減少の件」及び「既存優先株式取得の件」の承認を条件としています。割当先は、株式会社日本政策投資銀行となります。

1. 本優先株式発行の概要

(1) 払込期日 (発行日)	2012年3月27日
(2) 発行新株式数	第一回D種優先株式 145株
(3) 発行価額 (払込金額)	1株につき100,000,000円
(4) 調達資金の額	14,050,000,000円(差引手取概算額)
(5) 当初転換価額	641円
(6) 優先配当	優先配当率 年率6.5% 優先配当金 1株につき6,500,000円(※1)
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	株式会社日本政策投資銀行に対する第三者割当方式
(8) 募集時における 発行済株式数 (2011年12月13日現在)	普通株式 38,738,914株 第三回B種優先株式 333,328株 第四回B種優先株式 4,166,600株 第一回C種優先株式 3,333,333株
(9) 募集(発行)後における 発行済株式総数	普通株式 38,738,914株 第三回B種優先株式 0株(※2) 第四回B種優先株式 0株(※2) 第一回C種優先株式 0株(※2) 第一回D種優先株式 145株

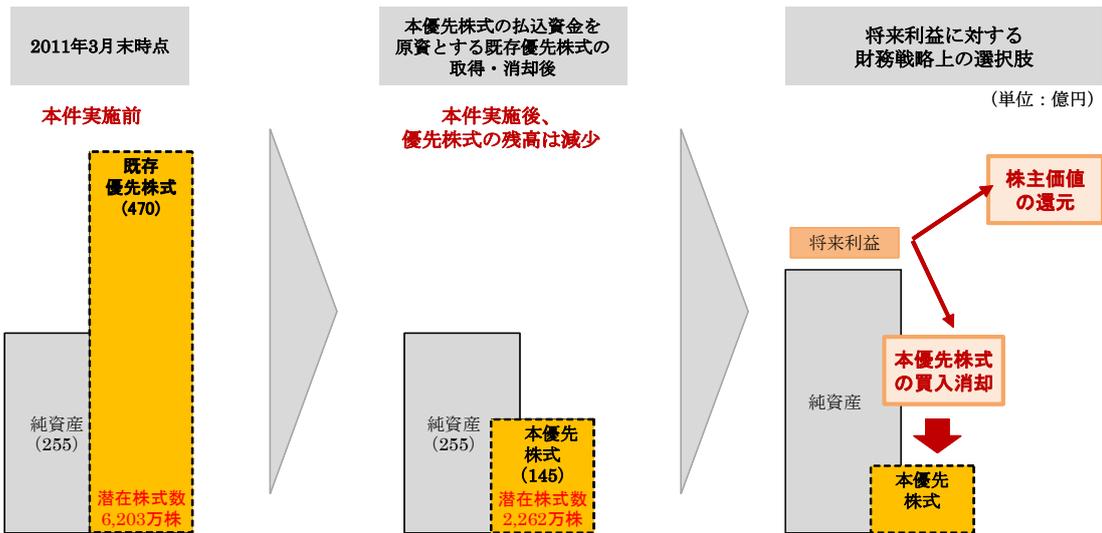
(※1) 但し、2012年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする本優先株式配当金の額は、1株につき、1,500,000円となります。

(※2) 当社は既存優先株式を、本優先株式の払込期日(2012年3月27日)に自己株式として取得し、速やかに消却する予定です。上記は、当社による取得及び消却が行われた後の株数を示しています。

2. 第三者割当増資による本優先株式発行の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は新中期経営計画「Home Step Jump 計画」の中で、財務基盤の強化並びに株主還元について取り組むことを発表しておりますが、本日決議いたしました本優先株式の発行は、既存優先株式の取得を目的としており、新中期経営計画に掲げた早期の財務基盤強化の方針に沿い、優先株式の残高を減少させることで将来の株式希薄化リスクを低減させるとともに、当社の基本方針とする「期間利益による買入消却」の負担を大幅に減少させることができます。また、将来利益に対する財務戦略上の選択肢(資本の蓄積、配当等)を確保でき、株主価値の還元にも寄与いたします。

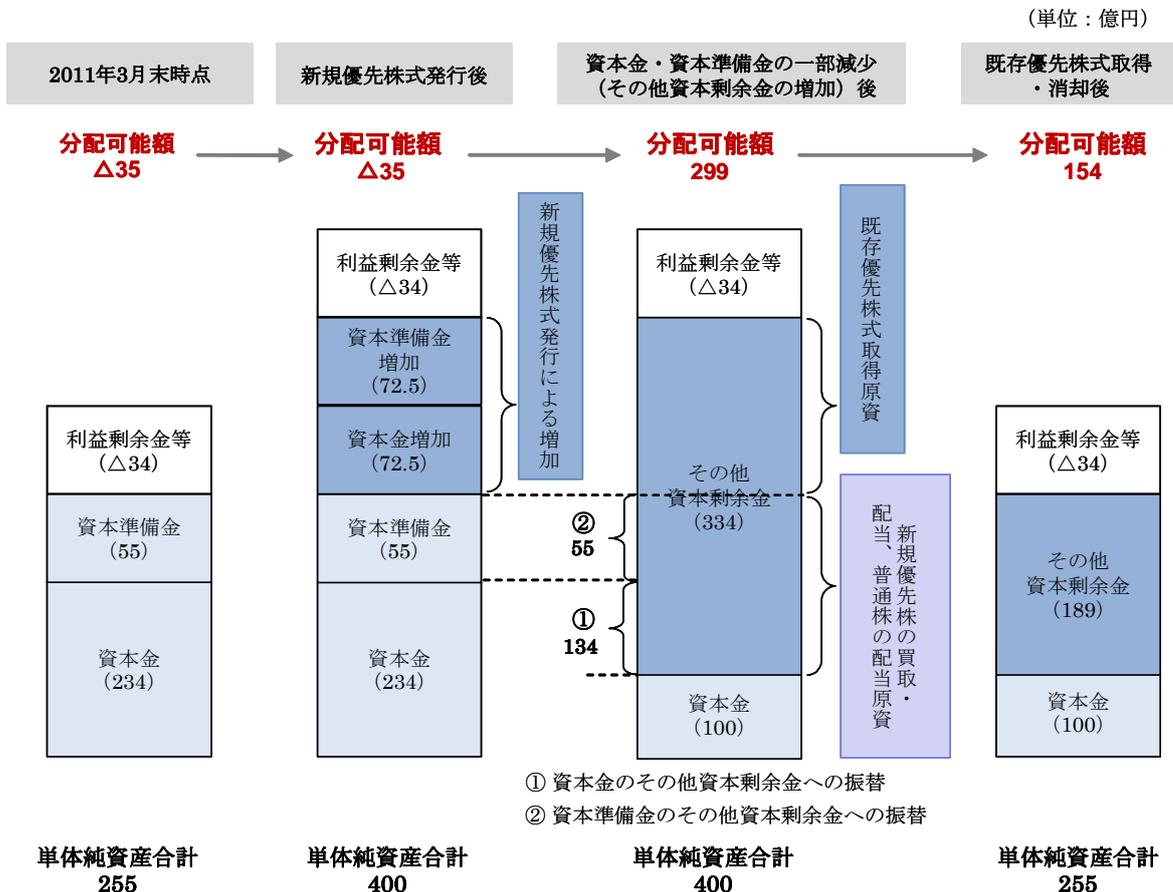


(注1) 本件実施前の純資産255億円の内訳は、既存優先株式が470億円、普通株主の持分相当額が△215億円となっております。
 (注2) 既存優先株式の潜在株式数は、それぞれ現時点の転換価額における潜在株式数となります。なお、第一回C種優先株式については、2011年12月13日に転換請求期間が開始したと仮定して算出した転換価額での潜在株式数となります。
 (注3) 本優先株式の潜在株式数は、当初転換価額で算出しております。

(2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

昨今の金融市場環境や当社の事業環境を踏まえ、様々な資金調達手段を検討しました結果、以下の理由を総合的に勘案し、機動的且つ財務安定性の維持を可能とする本優先株式の発行を選択いたしました。

- ① 既存優先株式の取得による株主資本の減少と同時に実施することによって、財務安定性の維持に有効であること。
- ② 本優先株式の発行によって、既存優先株式を取得するための確実な資金調達が実現されること。
- ③ 昨今の市場動向等を踏まえ、配当率が普通株式への転換を抑制した優先株式として妥当な条件であると考えられること。



(3) 本優先株式発行による普通株式の希薄化について

本優先株式の内容として、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）は、当社に対し当社普通株式を対価として本優先株式の取得を請求することができる旨の規定が設けられており、当該請求に基づき当社普通株式の交付がなされた場合には、当社普通株式について一定の希薄化が生じることがあります。しかしながら、本優先株式については、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加（希薄化）を極力抑制するため、以下に掲げる措置を講じております。

① 当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求の制約

割当先と本日付で締結した投資契約において、割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

- (i) 当社がその義務（下記（5）記載の投資契約における当社の義務。本（3）において同じ。）に違反した場合（但し、軽微な義務違反の場合には、一定期間に治癒されない場合に限る。）
- (ii) 当社が投資契約に定める表明及び保証（有価証券報告書等が適法に作成されていること、偶発債務の不存在、後発事象の不存在、重要な契約違反の不存在、重要な訴訟等の不存在その他第三者割当による株式の割当において一般的に行われる表明及び保証）に違反した場合（但し、軽微なものを除く。）
- (iii) 割当先に対する剰余金の配当が2事業年度連続して行われなかった場合
- (iv) 下記（4）①、④乃至⑥記載の事由が発生した日から6か月間が経過した場合

上記のとおり、割当先との投資契約上、当社が優先配当を継続し、且つ当該契約上の義務を履行している限り、割当先は原則として当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権に先立って現金償還の選択権が行使可能となることから、取得請求権の行使により当社普通株式が交付されるのは、実質的に割当先による現金償還の請求に対して当社が応じられない場合等に限定されます。

② 当初転換価額の下限の設定

当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき当社が本優先株主に交付する当社普通株式の当初転換価額は641円であり、当初転換価額で取得請求権が行使された場合、22,620,904株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の58.39%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付されます。当初転換価額は、2012年3月27日以降、毎年3月27日と9月27日において時価（転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。））とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正されますが、修正の下限は、当初転換価額の60%（下限転換価額）となっております。下限転換価額で取得請求権が行使された場合、37,701,508株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の97.32%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付されます。

③ 金銭を対価とする取得条項

当社は、2013年3月27日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、本優先株主の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択により金銭を対価として本優先株式を取得することが可能となっております。本優先株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に取得日までの累積未払優先配当金の額（但し、本優先株式の発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

④ 議決権

本優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有さず、当社普通株式の議決権の希薄化に配慮した設計としております。

(4) 本優先株主による現金償還請求について

本優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権は、割当先との投資契約において、下記のいずれかの事由に該当する場合に限り、その行使が可能とされています。

- ① 本優先株式の発行日から5年が経過した場合
- ② 当社がその義務（下記(5)記載の投資契約における当社の義務。本(4)において同じ。）に違反した場合（但し、軽微な義務違反の場合には、一定期間に治癒されない場合に限る。）
- ③ 当社が投資契約に定める表明及び保証（有価証券報告書等が適法に作成されていること、偶発債務の不存在、後発事象の不存在、重要な契約違反の不存在、重要な訴訟等の不存在その他第三者割当による株式の割当において一般的に行われる表明及び保証）に違反した場合（但し、軽微なものを除く。）
- ④ 当社の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額が、2半期連続して、直前の事業年度末日若しくは第2四半期会計期間の末日（いずれか遅い方）における当該金額又は2011年3月期の末日における純資産の部の金額である約255億円のいずれか大きい方の75%を下回った場合
- ⑤ 当社の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される繰延税金資産控除後の純資産の部の金額が、直前の事業年度末日若しくは第2四半期会計期間の末日（いずれか遅い方）における当該金額又は2011年3月期の末日における繰延税金資産控除後の純資産の部の金額である約172億円のいずれか大きい方の75%を下回った場合
- ⑥ 当社の各事業年度における損益計算書に記載される単体又は連結の営業損益が2期連続して損失となった場合

(5) 割当先との投資契約における合意について

当社は、割当先との投資契約において、割当先による取得請求に制約を設ける一方、金銭を対価とする取得請求に対応する分配可能額及び資金を確保して普通株式を対価とする取得請求が行使されることを避けること、また当社の財務的健全性を確保すること等を目的として、当社は割当先に対し主に次に掲げる遵守事項を負っております。

- ① 当社グループの主たる事業を営むにあたり、必要な許可等を維持すること、並びに主たる事業内容を変更しないこと。
- ② 当社のグループ構成を維持し、割当先の事前承諾なしにグループ内以外の組織再編を行わないこと、並びに減資、合併、事業譲渡及び重要な資産の譲渡等の重大な変更を行わないこと。
- ③ 当社は資本構成の重大な変更を避止すること。
- ④ 当社の各事業年度末日において、普通株式への配当後の分配可能額が本優先株式の払込金額の総額に累積未払優先配当金の総額（本優先株式の発行要項に従って計算される。）を加算した金額を下回らないこと。
- ⑤ 法令及び投資契約に定める場合のほか、割当先の承諾なく自己株式の取得を行わないこと。

なお、割当先は、保有する本優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当該譲渡の14日前までに、当社に対して本優先株式の譲渡予定の概要（譲渡予定先の氏名又は名称、譲渡予定株式数及び譲渡予定日）を当社に書面により通知し、当該譲渡に先立ち当社と協議することを約しています。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	14,500,000,000 円
発行諸費用の概算額	450,000,000 円
差引手取概算額	14,050,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

本優先株式の発行により調達する資金は、既存優先株式の取得に充当します。

(3) 調達する資金の支出予定時期

本優先株式の発行により調達する資金は、2012年3月27日に支出する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により調達する資金を基にした既存優先株式の一括取得により、当社における事業の安定的且つ長期的な成長、並びに普通株主に帰属する株主価値の向上を実現していきます。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の優先配当率（6.5%※）、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況並びに本優先株式の流動性等を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件（割当先との投資契約における条件を含む。）は概ね合理的とされるレベルにあり、資金調達の方法として現時点において最良の選択肢と判断しております。

また、当社は、独立した第三者機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（東京都中央区）に本優先株式の価格算定を依頼し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションで作成した本優先株式に関する評価報告書を受領しております。なお、本優先株式のペイオフ金額が各年度の利益の蓄積である株主資本により決定され、また累積未払優先配当金にも影響を受けることから、価格算定においてはこれらのペイオフやスケジュールの不確実性を考慮できるモンテカルロ・シミュレーションを用いました。当社としては、本優先株式の払込金額は上記の評価報告書に記載の算定結果に対して10%以下のディスカウント率であることを踏まえて、本優先株式の払込金額は会社法にいう特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること等から、念のため、本優先株式発行については、2012年2月21日開催の臨時株主総会において、特別決議によるご承認を頂く予定です。

なお、本優先株式の当初転換価額は641円（本日の東京証券取引所における終値の105%）となります。本優先株式の転換価額は、2012年3月27日以降、毎年3月27日と9月27日において時価（転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正されますが、修正の下限は、当初転換価額の60%（下限転換価額）となっております。

※優先配当率を含む本優先株式の詳細につきましては、別添の発行要項をご参照下さい。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、当初転換価額で取得請求権が行使された場合、22,620,904株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の58.39%（小数点以下第3位を四捨五入））、議決権数では226,209個（本優先株式発行前の総議決権数の61.53%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付され、下限転換価額（当初転換価額の

60%)で取得請求権が行使された場合、37,701,508株(本優先株式発行前の発行済普通株式数の97.32%(小数点以下第3位を四捨五入))、議決権数では377,015個(本優先株式発行前の総議決権数の102.55%(小数点以下第3位を四捨五入))の普通株式が交付されます。

上記のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、

- ① 当社が将来成長を加速する上で必要となる財務基盤を構築するためには、本優先株式の発行を基にした既存優先株式の取得が必要不可欠であり、また、本優先株式の発行並びに既存優先株式の取得により、当社における事業の安定的且つ長期的な成長の実現、普通株主に帰属する株主価値の向上が可能となると判断できること、及び
- ② 上記2.(3)に記載のとおり、本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加(希薄化)を極力抑制するため、一部の例外を除いて、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、当社が優先配当を継続し、且つ投資契約上の義務を履行している限り、現金償還の選択権が行使可能となってから6か月間が経過した場合等に限定されること、転換価額の修正について6か月に1回の頻度とし、適切な修正の下限を設定すること、当社はその分配可能額に応じて本優先株式を当社の選択により取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付されうる普通株式が交付されないこと、法令に定めがある場合を除き本優先株式に議決権が付されていないことの措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていること、

により本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 名 称	株式会社日本政策投資銀行
② 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 橋本 徹
④ 事 業 内 容	金融保険業
⑤ 資 本 金	1兆1,873億6,400万円 (全額政府出資)
⑥ 設 立 年 月 日	2008年(平成20年)10月1日
⑦ 発 行 済 株 式 数	43,623,880株(2011年3月末)
⑧ 決 算 期	3月
⑨ 従 業 員 数	1,203名 (2011年3月末)(連結)
⑩ 主 要 取 引 先	—
⑪ 主 要 取 引 銀 行	—
⑫ 大株主及び持株比率	財務大臣 100%
⑬ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

<p>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</p>	<p>当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</p>			
<p>⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態</p>				
	決算期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期
連 結 純 資 産		2,086,456	2,327,538	2,409,995
連 結 総 資 産		14,028,056	15,595,740	14,845,213
1株当たり連結純資産(円)		51,921.75	52,829.56	55,118.08
連 結 経 常 収 益		151,206	347,921	345,189
連 結 経 常 利 益 又 は 連 結 経 常 損 失 (△)		△121,693	51,905	95,015
連 結 当 期 純 利 益 又 は 連 結 当 期 純 損 失 (△)		△128,342	39,893	101,583
1株当たり連結当期純利益 又は1株当たり連結当期純損失(△)(円)		△3,208.55	970.47	2,328.63
1株当たり配当金(円)		-	230	1,147

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

金融市場の現状を鑑み、今般の調達予定額を確実に調達するとの観点から、当社グループの経営状況等についてご理解いただいております。当社グループの事業内容及び将来性を高くご評価いただいている株式会社日本政策投資銀行を割当先として選定いたしました。

なお、当社は本優先株式発行に係る私募取扱いを行った野村證券株式会社より、当該割当先である株式会社日本政策投資銀行の斡旋を受け、払込金額を初めとする諸条件の検討を行ってまいりました。当該割当先による当社に対するデュー・ディリジェンスの結果や諸条件の検討の中で、当該割当先が単独で本優先株式の発行総額145億円全額の割当を受けることが可能であると確認できたことに加え、割当先の中立性、高い信用力及び投融資に係る実績等を総合的に勘案した結果、当該割当先のみを本優先株式の割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式の保有、現金又は当社普通株式を対価とする取得請求、普通株式が交付された場合の交付された普通株式の売却等については、実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施されるものと認識しております。

また、割当先からは、発行日から2年以内に本優先株式又は本優先株式の取得と引換えに交付される当社普通株式の譲渡を行った場合には、その内容を当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先が2011年6月24日付で関東財務局長宛に提出している有価証券報告書に記載の貸借対照表に現金預け金220,743百万円（2011年3月31日）と記載されており、割当先が本優先株式の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。

7. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決 算 期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期
連 結 売 上 高	401,204 百万円	353,620 百万円	341,387 百万円
連 結 営 業 利 益	8,680 百万円	8,725 百万円	8,723 百万円
連 結 経 常 利 益	7,001 百万円	7,712 百万円	7,875 百万円
連 結 当 期 純 利 益 又 は 連 結 当 期 純 損 失 (△)	△2,983 百万円	3,044 百万円	3,133 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 連 結 当 期 純 損 失 (△)	△80.43 円	82.15 円	84.60 円
1 株 当 たり 配 当 金	-	-	-
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	△788.11 円	△711.02 円	△629.56 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2011年12月13日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
普 通 株 式	38,738,914 株	100%
第 三 回 B 種 優 先 株 式	333,328 株	3.97%
第 四 回 B 種 優 先 株 式	4,166,600 株	49.63%
第 一 回 C 種 優 先 株 式	3,333,333 株	106.54%
第 一 回 D 種 優 先 株 式	-株	-%

※発行済株式数に対する比率は、普通株式に係る発行済株式数に対する比率につき小数点以下第3位を四捨五入し、記載しております。また、優先株式に係る発行済株式数に対する比率は、現時点の転換価額におけるそれぞれの潜在株式数の発行済株式数に対する比率を記載しております。

(注1) 既存優先株式については、本臨時株主総会等における議案（「定款一部変更の件」、「第三者割当による優先株式発行の件」、「資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」及び「既存優先株式取得の件」）の承認が得られることを条件として取得及び消却することを想定しております。

(注2) 第一回C種優先株式については、当初転換価額が未だ決定されておられません。上記表中の潜在株式数の発行済株式数に対する比率は、2011年12月13日に転換請求期間が開始したと仮定して算出した転換価額を基準に計算しております。

(3) 募集（発行）後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
普 通 株 式	38,738,914 株	100%
第 三 回 B 種 優 先 株 式	-株	-%
第 四 回 B 種 優 先 株 式	-株	-%
第 一 回 C 種 優 先 株 式	-株	-%
第 一 回 D 種 優 先 株 式	145 株	58.39%

※発行済株式数に対する比率は、普通株式に係る発行済株式数に対する比率につき小数点以下第3位を四捨五入し、記載しております。また、優先株式に係る発行済株式数に対する比率は、潜在株式数の発行済株式数に対する比率を記載しております。

(注1) 当社は既存優先株式を、本優先株式の払込期日（2012年3月27日）に自己株式として取得し、速やかに消却する予定です。上記は、当社による取得及び消却が行われた後の株数を示しています。

(注2) 第一回D種優先株式の転換価額を当初転換価額641円として算出しております。

(4) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期
始 値	515 円	231 円	325 円
高 値	767 円	465 円	546 円
安 値	183 円	226 円	295 円
終 値	230 円	325 円	517 円

②最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	499 円	569 円	501 円	503 円	467 円	530 円
高 値	633 円	588 円	528 円	509 円	534 円	547 円
安 値	495 円	458 円	471 円	459 円	456 円	516 円
終 値	579 円	505 円	518 円	470 円	525 円	529 円

(注) 2011年12月については、2011年12月12日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2011年12月12日現在
始 値	542 円
高 値	542 円
安 値	529 円
終 値	529 円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

本優先株式の発行を基にした既存優先株式の一括取得により、当社における事業の安定的且つ長期的な成長、並びに普通株主に帰属する株主価値の向上を実現していきます。

なお、業績に与える影響は軽微であり、今期の業績予想に変更はありません。

(企業行動規範上の手続き)

・企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条、大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条及び名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条の定めに従い、株主の意思確認手続きとして本臨時株主総会において承認が得られることを条件としております。

9. 募集（発行）後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（2011年9月30日現在）		募集（発行）後
トヨタホーム株式会社	27.83%	同左
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5.31%	
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	3.58%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.44%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.50%	
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2.32%	
株式会社アイ・エル・エス	2.13%	
ミサワキャピタル株式会社	1.89%	
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	1.66%	
日本生命保険相互会社	1.57%	

(2) 第三回B種優先株式

募集前		募集（発行）後
株式会社三菱東京UFJ銀行	100%	該当なし

※当優先株式は、本優先株式の払込期日（2012年3月27日）に自己株式として取得し、速やかに消却する予定です。上記は、当社による取得及び消却が行われた後の状況を示しています。

(3) 第四回B種優先株式

募集前		募集（発行）後
株式会社三菱東京UFJ銀行	100%	該当なし

※当優先株式は、本優先株式の払込期日（2012年3月27日）に自己株式として取得し、速やかに消却する予定です。上記は、当社による取得及び消却が行われた後の状況を示しています。

(4) 第一回C種優先株式

募集前		募集（発行）後
株式会社三菱東京UFJ銀行	100%	該当なし

※当優先株式は、本優先株式の払込期日（2012年3月27日）に自己株式として取得し、速やかに消却する予定です。上記は、当社による取得及び消却が行われた後の状況を示しています。

(5) 第一回D種優先株式

募集前	募集(発行)後
該当なし	株式会社日本政策投資銀行 100%

II. 資本金等の減少(「その他資本剰余金」の増加)

1. 資本金の額及び資本準備金の額の一部減少の目的

資本金の額及び資本準備金の額を減少して「その他資本剰余金」へ振り替えることで既存優先株式の一括取得にあたって会社法上必要となる原資(分配可能額)を確保し、一連の取引を通じて、当社における事業の安定的且つ長期的な成長、並びに普通株主に帰属する株主価値の向上を実現するためであります。

2. 資本金の額及び資本準備金の額の一部減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

20,662,999,000円

(内訳) 本優先株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額 7,250,000,000円

上記以外の減少額 13,412,999,000円

(なお、本優先株式の払込金の払込により資本金の額が7,250,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は効力発生前の資本金の額より13,412,999,000円減少いたします。)

(2) 減少すべき資本準備金の額

12,729,543,022円

(内訳) 本優先株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額 7,250,000,000円

上記以外の減少額 5,479,543,022円

(なお、本優先株式の払込金の払込により資本準備金の額が7,250,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は効力発生前の資本準備金の額より5,479,543,022円減少いたします。)

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 今後の見通し

資本金の額及び資本準備金の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また業績に与える影響もありません。

III. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

(1) 新規優先株式について

上記I.に記載のとおり、本優先株式の発行を可能とするために、本優先株式に関する定款規定を新設するものであります。

(2) 既存優先株式について

下記IV. に記載のとおり、本優先株式の発行後、速やかに既存優先株式の取得及び消却がなされますが、かかる消却の後に不要となる規定を削除するため、既存優先株式の取得及び消却を条件としてB種優先株式及びC種優先株式に関する定款規定を削除するものであります。

上記の2点に対応するため、「定款一部変更の件」を本臨時株主総会等に付議することを本取締役会において決定いたしました。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別添2のとおりです。

IV. 既存優先株式の取得及び消却

1. 取得の理由

当社は現在、3種類（払込金額の総額約470億円）の優先株式を発行しておりますが、将来の普通株式の希薄化の抑制、当社資本構造の更なる改善、普通株主に帰属する株主価値の改善を図ることを目的に、全ての既存優先株式を自己株式として取得するものであり、本日、当該既存優先株式の保有株主との間で買取契約（取得価額145億円）を締結いたしました。また、既存優先株式の取得資金は、上記I. に記載のとおり、本優先株式の発行による調達資金を充当いたします。

なお、既存優先株式の取得は、2012年2月21日開催予定の本臨時株主総会等による議案（「第三者割当による優先株式発行の件」、「定款一部変更の件」、「資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」及び「既存優先株式取得の件」）の承認を条件としており、取得した既存優先株式については、取得後の2012年3月27日に消却する予定であります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類、発行価額の総額、取得の相手方、取得株式数、取得価額の総額

株式の種類	発行価額の総額	取得の相手方	取得株式数	取得価額の総額
第三回B種優先株式	1,999,968,000円	株式会社 三菱東京UFJ 銀行	333,328株	747,654,704円
第四回B種優先株式	24,999,600,000円		4,166,600株	8,912,357,400円
第一回C種優先株式	19,999,998,000円		3,333,333株	4,839,999,516円
合計	46,999,566,000円		7,833,261株	14,500,011,620円

(2) 取得する既存優先株式の概要

名称	第三回B種優先株式	第四回B種優先株式	第一回C種優先株式
発行株式総数	333,328株	4,166,600株	3,333,333株
発行日	2004年2月25日	2004年2月25日	2005年6月10日
発行価額	6,000円	6,000円	6,000円
発行価額の総額	1,999,968,000円	24,999,600,000円	19,999,998,000円
当初転換価額	1,300円40銭	1,300円40銭	転換請求開始日の時価 (※)
転換請求期間	2020年7月1日 ～2035年6月30日	2023年7月1日 ～2038年6月30日	2027年7月1日 ～2042年6月30日
株主	株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行

(※) 時価とは、該当日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値をいう。

(3) 既存優先株式の取得価額の算定根拠

当社は、独立した第三者機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（東京都中央区）に既存優先株式の価格算定を依頼し、既存優先株式に関する評価報告書を受領しております。既存優先株式の取得価額は、上記の評価報告書に記載の算定結果を踏まえて、当社と既存優先株主との間の交渉により決定しております。

V. 本臨時株主総会の開催及び今後の日程

本臨時株主総会等において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2011年12月28日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使することのできる株主といたします。詳細につきましては、本日付で公表しております「臨時株主総会及び種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照下さい。

本優先株式の新規発行、資本金の額及び資本準備金の額の減少、並びに既存優先株式の取得及び消却につきましては、本臨時株主総会等において議案の承認が得られることを条件としております。

2011年12月28日（水）	株主を確定するための基準日
2012年2月21日（火）	臨時株主総会 普通株主による種類株主総会 B種優先株主による種類株主総会 C種優先株主による種類株主総会
2012年3月22日（木）	定款変更（新規優先株式に関する定めの新設）の効力発生日（予定） 債権者異議申述最終期日（予定）
2012年3月27日（火）	本優先株式払込金の払込期日（予定） 資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日（予定） 既存優先株式取得日（予定） 自己株式消却日（予定） 定款変更（既存優先株式に関する定め削除）の効力発生日（予定）

以 上

(別添1)

第一回 D 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
ミサワホーム株式会社 第一回 D 種優先株式 (以下「第一回 D 種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
145 株
3. 払込金額
1 株につき 100,000,000 円
4. 払込金額の総額
14,500,000,000 円
5. 増加する資本金に関する事項
増加する資本金の額は、7,250,000,000 円 (1 株につき 50,000,000 円) とする。
6. 増加する資本準備金に関する事項
増加する資本準備金の額は、7,250,000,000 円 (1 株につき 50,000,000 円) とする。
7. 払込期日
平成 24 年 3 月 27 日
8. 発行方法
第三者割当の方法により、株式会社日本政策投資銀行に全株を割り当てる。
9. 優先配当金

(1) 第一回 D 種優先配当金

当社は、剰余金の配当 (第一回 D 種優先中間配当金 (本項第(5)号に定義する。以下同じ。)を除く。)を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一回 D 種優先株式を有する株主 (以下「第一回 D 種優先株主」という。)又は第一回 D 種優先株式の登録株式質権者 (以下「第一回 D 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第一回 D 種優先株式 1 株につき本項第(2)号に定める額の剰余金 (以下「第一回 D 種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、第一回 D 種優先配当金の全部又は一部の配当 (本項第(3)号に定める累積未払第一回 D 種優先配当金の配当を除き、第一回 D 種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

(2) 第一回 D 種優先配当金の額

第一回 D 種優先配当金の額は、1 株につき、6,500,000 円 (ただし、平成 24 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する日を基準日とする第一回 D 種優先配当金の額は、1 株につき、1,500,000 円)とする。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第一回 D 種優先株主又は第一回 D 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株あたり剰余金の配当 (以下に定める累積未払第一回 D 種優先配当金の配当を除き、第一回 D 種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度にかかる第一回 D 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日 (同日を含む。)以降、実際に支払われた日 (同日を含む。)まで、年率 6.5% (以下「D 種優先配当率」という。)で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。累積した不足額 (以下「累積未払第一回 D 種優先配当金」という。)については、第一回 D 種優先配当金、第一回 D 種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第一回 D 種優先株主又は第一回 D 種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

第一回 D 種優先株主又は第一回 D 種優先登録株式質権者に対しては、第一回 D 種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) 第一回 D 種優先中間配当金

当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一回 D 種優先株主又は第一回 D 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一回 D 種優先株式 1 株につき当該基準日の属する事業年度における第一回 D 種優先配当金の額の 2 分の 1 に相当する額（1 円に満たない金額は切り上げる。）

（以下「第一回 D 種優先中間配当金」という。）を配当する。

10. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第一回 D 種優先株主又は第一回 D 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一回 D 種優先株式 1 株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

（基準価額算式）

1 株あたりの残余財産分配価額

$$= 100,000,000 \text{ 円} + \text{累積未払第一回 D 種優先配当金} \\ + \text{前事業年度未払第一回 D 種優先配当金} + \text{当事業年度未払優先配当金額}$$

上記算式における「累積未払第一回 D 種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第 9 項第(3)号に従い計算される額とし、「前事業年度未払第一回 D 種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）にかかる第一回 D 種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない第一回 D 種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかる第一回 D 種優先配当金の不足額（ただし、累積未払第一回 D 種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、100,000,000 円に D 種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成 24 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する場合は、0 円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた第一回 D 種優先中間配当金がある場合における第一回 D 種優先中間配当金の額を控除した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。

第一回 D 種優先株主又は第一回 D 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 議決権

第一回 D 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

12. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 D 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、第一回 D 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

13. 金銭を対価とする取得請求権

第一回 D 種優先株主は、当社に対し、平成 24 年 3 月 28 日以降いつでも、金銭を対価として第一回

D種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、第一回D種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、第一回D種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えて第一回D種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第一回D種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

第一回D種優先株式1株あたりの取得価額は、第10項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第10項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

14. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成25年3月27日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、第一回D種優先株主又は第一回D種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えに第一回D種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

第一回D種優先株式1株あたりの取得価額は、第10項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第10項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得請求権

第一回D種優先株主は、当社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価として第一回D種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成24年3月28日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

- ① 当社は、第一回D種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第一回D種優先株主の有する第一回D種優先株式を取得するのと引換えに、当該第一回D種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する（以下当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、第一回D種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

$$\text{取得と引換えに} \quad \text{交付すべき普通株式数} = \frac{\text{（第一回D種優先株主が取得を請求した第一回D種優先株式の）}}{\text{第10項に定める基準価額の総額}} \times \text{転換価額}$$

なお、上記の基準価額の算出においては、第10項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

② 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、641円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成24年3月27日以降の毎年3月27日及び9月27日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の60%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

- (a) 当社は、第一回 D 種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1 株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は 0 円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は 0 円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

- (b) 転換価額調整式により第一回 D 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合
調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 普通株式の併合をする場合
調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各第一回 D 種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

③ 取得請求受付場所

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

ミサワホーム株式会社

④ 取得の効力発生

取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は、第一回D種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

以 上

(別添2)

定款一部変更の件（第1回D種優先株式に関する規定の新設）

変更の内容は、下記のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とし、このうち1億4,216万株は普通株式、450万株はB種優先株式、334万株はC種優先株式とする。</p> <p>第9条（単元株式数） 当社の単元株式数は、普通株式、B種優先株式及びC種優先株式のそれぞれにつき100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p><u>第12条の2～第12条の27（条文省略）</u></p> <p><u>第12条の28（準用規定）（条文省略）</u></p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とし、このうち1億4,215万9,855株は普通株式、450万株はB種優先株式、334万株はC種優先株式、<u>145株はD種優先株式とする。</u></p> <p>第9条（単元株式数） 当社の単元株式数は、普通株式、B種優先株式及びC種優先株式のそれぞれにつき100株とし、<u>D種優先株式については定めないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 D種優先株式</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 総 則</u></p> <p><u>第12条の2（定義）</u></p> <p><u>この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれその各号に定めるとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">① <u>D種優先株主：D種優先株式を有する株主</u>② <u>D種優先登録株式質権者：D種優先株式の登録株式質権者</u>③ <u>普通株主：普通株式を有する株主</u>④ <u>普通登録株式質権者：普通株式の登録株式質権者</u>⑤ <u>D種優先配当：第12条の3に定めるD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当</u>⑥ <u>D種優先配当金：D種優先配当にかかる配当金</u>⑦ <u>D種優先中間配当：第12条の4に定めるD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当</u>⑧ <u>D種優先中間配当金：D種優先中間配当にかかる配当金</u>⑨ <u>累積未払D種優先配当金：第12条の6第1項及び第2項の計算により算出される累積の不足額</u> <p style="text-align: center;"><u>第2節 優先配当</u></p> <p><u>第12条の3（D種優先配当）</u></p> <ul style="list-style-type: none">1 <u>当社は、剰余金の配当（D種優先中間配当金を除く。）をする場合は、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先配当金を配当する。</u>2 <u>前項の配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、D種優先配当金の全部又は一部の配当（累積未払D種優先配当金を除き、D種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、前項の定め</u>

より配当をするD種優先配当金の金額は、第12条の5に定めるD種優先配当金の金額からかかる配当の累計額を控除した金額とする。

第12条の4 (D種優先中間配当金)

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当をする場合は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるD種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)の剰余金の配当をする。

第12条の5 (D種優先配当金の額)

D種優先配当は、金銭によるものとし、D種優先配当金の金額は、D種優先株式1株につき650万円とする。

第12条の6 (累積条項)

- 1 ある事業年度に属する日を基準日として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払うD種優先株式1株あたりの剰余金の配当(累積未払D種優先配当金を除き、D種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が前条に定める金額に達しない場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率6.5%(以下「D種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。
- 2 前項に定める計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。
- 3 累積未払D種優先配当金については、D種優先配当金、D種優先中間配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う。

第12条の7 (非参加条項)

当社は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、累積未払D種優先配当金の配当、又は当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに定める剰余金の配当、又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに定める剰余金の配当についてはこの限りではない。

第3節 議 決 権

第12条の8 (議決権)

D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

第4節 株式の分割等

第12条の9（株式の分割又は併合、募集株式の割当て等）

1 当社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

2 当社は、D種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

第5節 D種優先株主の当社に対する金銭を対価とするD種優先株式の取得請求権

第12条の10（金銭を対価とする取得請求権）

1 D種優先株主は、当社に対し、平成24年3月28日以降いつでも、金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

2 当社は、D種優先株主から前項の定めによる請求（この項において「取得請求」という。）がなされた場合には、D種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、D種優先株主がその取得請求をした日（以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、D種優先株主に対して、次条に定める取得価額の金銭の交付を行う。ただし、分配可能額を超えてD種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきD種優先株式は、取得請求される株数に応じた比例按分の方法により、これを決定する。

第12条の11（取得価額の計算方法）

1 前条第2項に定めるD種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式により算出される金額とする。

（算式）

D種優先株式1株あたりの取得価額

$$\begin{aligned} &= 1 \text{ 億円} + \text{累積未払D種優先配当金} + \text{前事業年度未払} \\ &\quad \text{D種優先配当金} + \text{当事業年度未払D種優先配} \\ &\quad \text{当金額} \end{aligned}$$

2 前項に定める算式中「累積未払D種優先配当金」は、金銭対価取得請求権取得日を実際に支払われた日とみなして、第12条の6第1項及び第2項の定めに従って計算される額とする。

3 第1項に定める算式中「前事業年度未払D種優先配当金」とあるのは、基準日の如何にかかわらず、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の前事業年度（この項において「前事業年度」という。）にかかるD種優先配当金のうち、金銭対価取得請求権取得日までに実際に支払われていないD種優先配当金がある場合におけるその前事業年度にかかるD種優先配当金の不足額（ただし、累積未払D種優先配当金に含まれる場合を除く。）とする。

4 第1項に定める算式中「当事業年度未払D種優先配当金額」とあるのは、1億円にD種優先配当率を乗じて算

出した金額について、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、金銭対価取得請求権取得日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたD種優先中間配当金がある場合におけるD種優先中間配当金の額を控除した金額とする。なお、その計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

第6節 当会社による金銭を対価とするD種優先株式の取得条項

第12条の12（金銭を対価とする取得条項）

当会社は、平成25年3月27日以降の日で、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、D種優先株主又はD種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次条に定める取得価額の金銭の交付と引換えにD種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得するときは、比例按分又は当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

第12条の13

第12条の11の定めは、前条の定めによるD種優先株式1株あたりの取得価額の算出に準用する。なお、この場合においては、第12条の11第2項中「金銭対価取得請求権取得日」とあるのは、「第12条の12の定めにより取得する日（以下「金銭対価取得条項取得日」という。）」と、同条第3項及び第4項中「金銭対価取得請求権取得日」とあるのは「金銭対価取得条項取得日」と読み替える。

第7節 D種優先株主の当会社に対する普通株式を対価とするD種優先株式の取得請求

第1款 取得請求

第12条の14（普通株式を対価とする取得請求権）

D種優先株主は、平成24年3月28日以降いつでも、当会社に対して、当会社の普通株式を対価としてD種優先株式を取得することを請求することができる。

第12条の15（取得請求受付場所）

前条の取得請求先は、以下のとおりとする。

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

ミサワホーム株式会社

第12条の16（取得の効力発生）

第12条の14に定めによる請求の日に、当会社は、D種優先株式を取得し、その取得請求をした株主は、当会社はその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

第2款 交付する普通株式の数

第12条の17（交付する普通株式の数）

1 当社は、D種優先株主から第12条の14に定める取得請求を受けた場合、そのD種優先株主の有するD種優先株式を取得するのと引換えに、そのD種優先株主に対して、次の算式により算定した数の当社の普通株式を交付する。

(算式)

当社の交付する普通株式数

$$= \frac{\text{D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の基準価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

2 前項の定めによるD種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

第12条の18 (基準価額の算出)

第12条の11の定めは、前条第1項に定める算式中の「D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の基準価額」の算出に準用する。なお、この場合においては、第12条の11第2項中「金銭対価取得請求権取得日」とあるのは、「第12条の17の定めにより取得する日(以下「普通株式対価取得請求権取得日」という。))」と、同条第3項及び第4項中「金銭対価取得請求権取得日」とあるのは「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替える。

第12条の19 (転換価額)

第12条の17に定める算式中の「転換価額」は、641円とする。ただし、次条の定めにより修正された場合は、修正後の転換価額とする。

第12条の20 (転換価額の修正)

1 前条本文に定める転換価額(次条において「当初転換価額」という。)は、平成24年3月27日以降の毎年3月27日及び9月27日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価に相当する金額に修正する。

2 前項に定める「転換価額修正日における時価」とは、その転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

第12条の21 (下限転換価額)

前条の定めにより、修正しようとする転換価額が当初転換価額の60%相当額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、前条の定めにかかわらず修正後の転換価額は、下限転換価額とする。なお、転換価額が、次条の定めにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行う。

第3款 転換価額の調整

第12条の22 (転換価額の調整を行う場合)

当社は、D種優先株式の発行後、次の各号に掲げる事由のいずれかの事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合に転換価額（現に効力を有する転換価額をいう。）を調整する。

① 時価（第12条の20第2項の定めにより算出する時価をいう。この条及び第12条の27において同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含み、次号及び第3号に掲げる場合において普通株式を交付するときを除く。）

② 取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるもの（以下「本件取得請求権付株式等」という。）を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

③ 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利であって、時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できるもの（以下「本件新株予約権等」という。）を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

④ 普通株式の株式分割をする場合

⑤ 普通株式の株式併合をする場合

第12条の23（転換価額の調整式）

転換価額の調整は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって行う。

（算式）

調整後転換価額＝

調整前転換価額×

既発行普通株式数＋ $\frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$

既発行普通株式数＋交付普通株式数

第12条の24（既発行普通株式数）

転換価額調整式中「既発行普通株式数」は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれその各号に定める日における当社の発行済普通株式数からその日において当社の有する普通株式数を控除し、その転換価額の調整前に次条又は第12条の28の定めにより交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

① 普通株主に次条各号に定める各取引にかかる基準日が定められている場合：その基準日

② 前号に掲げる基準日が定められていない場合：調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日

第12条の25（交付普通株式数①）

転換価額調整式中「交付普通株式数」は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれその各号に定める数と

する。

- ① 第12条の2第1号に掲げる場合：交付する普通株式数
- ② 同条第4号に掲げる場合：株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）
- ③ 同条第5号に掲げる場合：株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示したもの。

第12条の26（交付普通株式数②）

- 1 第12条の2第2号及び第3号に掲げる場合においては、転換価額調整中「交付普通株式数」は、本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の全てが当初の条件で取得の請求がされ、又は行使されたことにより普通株式が交付されたものとみなして算出される数とする。
- 2 前項の定めにより取得の請求又は行使に際して交付される普通株式の対価（次条第2号又は第3号に掲げる金額をいう。この条において同じ。）が調整後の転換価額の適用時期（第12条の32に定める。）に確定していない場合は、前項の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、その対価の確定時点で交付されている本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の全てがその対価の確定時点の条件で取得され、又は行使されたことにより普通株式が交付されたものとみなして算出される数とする。

第12条の27（1株あたりの払込金額）

転換価額調整中「1株あたりの払込金額」は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれその各号に定める金額とする。

- ① 第12条の2第1号に掲げる場合：同条に定める払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円）
- ② 同条第2号に掲げる場合：本件取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる取得請求権付新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得の請求に際して本件取得請求権付株式等の権利者に交付される普通株式以外の財産がある場合は、その財産の価額を控除した金額を、その取得の請求に際して交付される普通株式の数で除して得た金額
- ③ 同条第3号に掲げる場合：本件新株予約権等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その行使に際して

本件新株予約権等の権利者に交付される普通株式以外の財産がある場合は、その財産の価額を控除した金額を、その行使に際して交付される普通株式の数で除して得た金額

④ 同条第4号および第5号に掲げる場合：

0円

第12条の28（その他の調整事由）

第12条の22の定めにより転換価額の調整を必要とする場合以外であっても、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

① 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割によるその会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換によるその株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合

② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

③ 前二号に掲げる場合のほか、当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合

第12条の29（時 価）

第12条の20第2項の定めは、転換価額調整中の「時価」の算定に準用する。なお、同項中「その転換価額修正日に先立つ」とあるのは、「調整後の転換価額を適用する日に先立つ」と読み替える。

第4款 調整後の転換価額の適用時期

第12条の30（調整後の転換価額の適用時期）

前款の定めによる調整後の転換価額の適用時期については、次条から第12条の34までに定めるところによる。

第12条の31（第12条の22第1号に掲げる場合の調整後の転換価額の適用時期）

1 第12条の22第1号に掲げる場合においては、調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときはその払込期間の最終日。以下同じ。）翌日以降これを適用する。なお、無償割当ての場合は、その効力発生日の翌日以降とする。

2 前項に定める場合において、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日があるときは、前項の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、その基準日の翌日以降これを適用する。

第12条の32（第12条の22第2号又は第3号に掲げる場合の調整後の転換価額の適用時期）

1 第12条の22第2号又は第3号に掲げる場合におい

	<p>ては、調整後の転換価額は、本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p><u>2 第12条の26第2項に定める場合にあっては、その対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>第12条の33（第12条の22第4号に掲げる場合の調整後の転換価額の適用時期）</u></p> <p>第12条の22第4号に掲げる場合においては、調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降適用する。</p> <p><u>第12条の34（第12条の22第5号に掲げる場合の調整後の転換価額の適用時期）</u></p> <p>第12条の22第5号に掲げる場合においては、調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日以降適用する。</p> <p>第5款 雑 則</p> <p><u>第12条の35（転換価額調整式の計算における端数の処理）</u></p> <p>転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p><u>第12条の36（調整後の転換価額と調整前の転換価額との1円未満の差額）</u></p> <p>転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、この場合における調整は繰り越し、その後の調整の計算において斟酌する。</p> <p><u>第12条の37（通 知）</u></p> <p>転換価額の調整を行う場合は、当社は、あらかじめ書面によりその旨、その事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、その決定日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までにこの通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを通知する。</p> <p>第8節 残余財産の分配</p> <p><u>第12条の38（残余財産の分配）</u></p> <p>1 当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、残余財産分配金を支払う。</p> <p>2 D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、前項に定めるほか残余財産の分配を行わない。</p> <p><u>第12条の39（基準価額の算出）</u></p> <p>1 第12条の11の定めは、前条の定めによる残余財産分配金にかかるD種優先株式1株あたりの残余財産分配価額の算出に準用する。なお、この場合においては、第12条の11第2項中「金銭対価取得請求権取得日」とあるのは、「残余財産分配がなされる日（以下「残余財産</p>
--	---

分配日」という。）」と、同条第3項及び第4項中「金銭対価取得請求権取得日」とあるのは「残余財産分配日」と読み替えて適用する。

第9節 準 用

第12条の40 (準用規定)

- 1 第13条(招集時期に関する部分を除く。)、第15条、第16条及び第18条の定めは、種類株主総会についてこれを準用する。
- 2 第17条第1項の定めは、会社法第324条第1項の種類株主総会決議に、第17条第2項の定めは、会社法第324条第2項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。
- 3 第38条の定めは、D種優先配当金及びD種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

第2章の3 B種優先株式及びC種優先株式

第12条の2を第12条の41とし、第12条の3を第12条の42として、第12条の27を第12条の66とするまで、それぞれ39条ずつ繰り下げ、第12条の28を削除する。

付則

第1条 (施行)

改定後の定款は、平成24年2月21日開催の臨時株主総会終結時に効力を生じる。ただし、その臨時株主総会における他の議案並びに同日開催の普通株主による種類株主総会、B種優先株主による種類株主総会及びC種優先株主総会における議案のうち、いずれかの議案が可決しなかった場合は、臨時株主総会終結時に遡って効力を失う。

第2条 (D種優先配当金の特則等)

- 1 平成24年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするD種優先配当金の額は、第12条の5の定めにかかわらず、1株につき、150万円とする。
- 2 第12条の11第4項の定めは、金銭対価取得請求権取得日が平成24年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、適用しない。この場合においては、同条第1項に定める算式中「当事業年度未払D種優先配当金額」とあるのは、0円とする。

定款一部変更の件（B種優先株式およびC種優先株式に関する規定の削除）

変更の内容は、下記のとおりです。

（下線は変更部分を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
<p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とし、このうち1億4, <u>215万9,855株</u>は普通株式、<u>450万株</u>はB種優先株式、<u>334万株</u>はC種優先株式、<u>145株</u>はD種優先株式とする。</p> <p>第9条（単元株式数）</p> <p>当社の単元株式数は、普通株式、B種優先株式及びC種優先株式のそれぞれにつき100株とし、D種優先株式については定めないものとする。</p> <p><u>第2章の3 B種優先株式及びC種優先株式</u> <u>第12条の41～第12条の66（条文省略）</u></p>	<p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とし、このうち1億4, <u>999万9,855株</u>は普通株式、<u>145株</u>はD種優先株式とする。</p> <p>第9条（単元株式数）</p> <p>当社の単元株式数は、普通株式に<u>つき100株とし</u>、<u>D種優先株式</u>については定めないものとする。</p> <p>第2章の3 削る。</p>

以 上